

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立喜多方桐桜高等学校長 近東 昇

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認のこと。

※福島県出納局ホームページの参加資格制限情報に留意願います。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「資格確認申請書」という。）に、次の書類等を添付し、下記５（１）に示す場所に持参または郵送により提出して、当該資格の確認の申請を行うこと。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第４号様式）により、令和７年１１月７日（金）までに通知するものとする。

- （１） 契約に従い確実に納品する旨の確約書（様式任意）
- （２） 参加資格制限中の者が、今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入先となっていない旨の製造元からの証明書又は申請者による確認書

5 入札書の提出期限等

- （１） 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和７年１０月３１日（金） 午後４時まで
福島県立喜多方桐桜高等学校 事務室（必着）

なお、申請書類は郵送、持参または電子メールとする。

- （２） 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和７年１１月１４日（金） 午前１０時まで

上記（１）に同じ

なお、郵送又は持参とし、電子メールによる入札は不可とする。

（３）開札の日時及び場所

令和７年１１月１４日（金）午前１０時１０分

福島県立喜多方桐桜高等学校 事務室

６ 入札書の提出方法

（１）入札書は、指定の入札書（第５号様式）に必要事項を記載し、提出期限までに指定の場所へ郵送または持参により提出すること。

（２）入札書には、次の書類を添付すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第４号様式）の写し

イ 委任状（第６号様式）※代理人が提出する場合

（３）入札書には、次の事項を記載すること。

ア １リットルあたりの税抜単価（小数点以下第２位までとする）

（単価には、配達料、手数料等の一切の諸経費を含めること）

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は契約単価に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

ウ 同じ価格をもって入札書を提出した者が２名以上であるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第１３条第２項の規定に基づくくじにより落札者を決定する。

入札書に「くじの数」欄を設け、あらかじめ任意の値〔０００～９９９。空欄を作らず０１２のように０（ゼロ）を記載する。〕を記入すること。

「くじの数」欄に記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。

エ 封筒には、入札書を入れ、封かんのうえ、封筒の表に会社名、品目名、開札日を記入すること。

７ 入札保証金

財務規則第２４９条第１項第４号の規定に基づき、入札保証金は免除する。

８ 入札方法及び開札等

（１）開札は、上記５（３）で指定する日時及び場所で行う。

（２）開札に先立ち、入札者は上記６（２）に指定する書類を確認する。

（３）開札は、入札者の立ち会いを求めず、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う

ものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、開札の翌日までに入札者に電話等確実な方法により通知を行い、再度入札に付することができるものとする。改めて設定する入札書の提出期限までに指定の場所へ、郵送または持参により提出すること。再度入札の期限までに入札書の提出がない場合は棄権したものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (5) 初回入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。それでも落札者が決定しない場合は、随意契約による見積合わせを行うものとする。
- (7) 落札者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知する。

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの期間において提出した書類に関し、福島県立喜多方桐桜高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ず福島県立喜多方桐桜高等学校ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県立喜多方桐桜高等学校事務室（ファクシミリ 0241-22-9852）へ令和7年10月23日（木）までに説明を求めることができる。なお、ファクシミリ送信の後に電話で確認を取ること。
- 発注者は、福島県立喜多方桐桜高等学校ホームページに記載する方法により、令和7年10月27日（月）までに回答する。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え

又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む。）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) 参加承諾のない者の行った入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価格の入札書を提出した者が2人以上あるときは、福島県条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領第13条第2項の規定に基づくくじを行い、落札者を決める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。このうち再度入札にて落札者がなかった場合は、当該再入札額上位2社による見積合わせを後日実施のうえ、決定者とする。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額（円未満切り捨て）に当該金額の100分の10に相当する額を加えた額（円未満切り捨て）の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関するいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (5) この契約は、電子契約で締結することができるものとする。

16 契約条項 契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5（1）と同一である。